

## 議案第1号

一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭市

## 提案理由

令和3年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、期末手当の支給割合を引き下げる等のため、条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

第21条第3項中「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

別表第1中

「

74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	

」を

「

74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	448,800
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,100
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,300
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	449,500

」に

改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

第21条第3項中「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和4年4月1日から施行する。